

訴 状

さいたま地方裁判所御中

平成 22 年 8 月 5 日

〒355-0215

埼玉県比企郡嵐山町

原告 渋谷 登美子

〒355-0200

埼玉県比企郡嵐山町

原告 岡野 璃恵子

〒355-0227

埼玉県比企郡嵐山町

原告 弥永 健一

4

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐竹 俊之

弁護士 太田 伸一

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町杉山 1030-1

被告 嵐山町長

岩沢 勝

公金支出返還請求事件

訴訟物の価額

算定不能

貼付印紙代

13,000 円

請求の趣旨

- 1、 被告は、相手方嵐山町土地改良団体協議会に対し、金 149 万円並びに内金 745,000 円に対する平成 21 年 6 月 16 日から、内金 745,000 円に対する平成 22 年 6 月 26 日から、各支払済みまでの年 5 分の割合による金員を請求せよ

- 2、 被告は、相手方部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対し、金138万円及び内金690,000円に対する平成21年6月6日から、内金690,000円に対する平成22年7月27日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 3、 訴訟費用は被告の負担とするとの裁判を求める。

請求の原因

1、 訴訟の当事者

原告らは 嵐山町町民である。

被告は 嵐山町長である

2、 原告らは被告に対し請求する、被告が不当利得返還請求を求める相手方は次のものである。

相手方 嵐山町土地改良団体連絡協議会（以下、「嵐土連」とする。） 代表は安藤欣男 嵐山町議員であり、嵐山監査委員である。

相手方 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部（以下、解放同盟「嵐山支部」とする） 代表は松本美子 嵐山町議員である。

3、 違法な公金支出

- (1) 被告は、相手方嵐土連に対し、平成21年度補助金745,000円を、平成21年6月15日に交付した（甲2）。平成22年度分補助金745,000円を平成22年6月25日に交付した（甲3）。地方自治法（以下単に法と言うことがある）232条の2により、被告は補助金交付を行うことができるが、任意に裁量できるものではなく、客観的に公益上、必要とあるものでなければならず、同交付が同法2条14項の定めにあるように最小費用による最大効果をあげるものであることを義務付けられる。また地方財政法4条1項でも目的達成のための必要最小限の限度を超えて、経費を支出してはならないと定める。

更に同義務の遂行を可能ならしめるものとして被告は法221条の2の定めに従い補助金の使途内容につき調査を行う権限を与えられているが被告は同権限を行使せず、毎年繰り返し交付している。相手方の代表安藤欣男が、嵐山町議会議員であり、予算・決算の議決権があるため優遇し、毎年度法232条の裁量権を逸脱し、法2条14項に反し、無責任な前例踏襲を繰り返している。慣例的補助金交付は既得権化し、法2条14項に反している。

- (2) 被告は、相手方解放同盟嵐山支部に対し、平成21年度695,000円の補助金を平成21年6月5日に交付した（甲4）。平成22年度分補助金695,000円を平成22年7月26日に交付した（甲5）。自治法第232条

の2により、被告は補助金交付を行うことができるが、任意に裁量できるものではなく、客観的に公益上、必要とあるものでなければならず、また同法2条14項に従い、同交付が最小費用により最大効果を得るものであることを義務付けられる。また地方財政法4条1項でも目的達成のための必要最小限の限度を超えて、経費を支出してはならないと定め

る。
更に同義務の遂行を可能ならしめるものとして被告は同法221条の2の定めに従い補助金の使途内容につき調査を行う権限を与えられているが被告は同権限を行使せず、毎年繰り返し交付している。相手方の代表松本美子が、嵐山町議会議員であり、予算・決算の議決権があるため優遇し、毎年度同法232条の裁量権を逸脱し、法2条14項に反し、責任な前例踏襲を繰り返している。慣例的補助金交付は既得権化し、法2条14項に反している。

両者に対する各補助金を本件補助金という。

4、 本件補助金交付の違法

(1) 嵐山町における補助金交付の規制

嵐山町は、団体に対する補助金交付に関し、嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則(以下、「規則」とする)(甲20)並びに団体に対する補助金等交付要綱を定めている(以下、「交付要綱」という)(甲19)。

規則には次のような規定が存在する。

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(2) 補助事業等の目的及び内容

(3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出基礎

第10条 補助事業者等は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意を持って補助事業等を行わなければならない。いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは町長が定めるところにより、補助事業等の成果を記載した報告書を町長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も同様とする。

第15条 町長は、補助金の交付を受けた事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命令することがで

きる。

- (1) この規則に違反したとき
- (4) 補助金等交付の決定の内容又はこれに付けた条件に違反したとき
- (5) 不正の事実があると認めたととき
- (6) 支出額が予算額に比べ著しく少なかったとき

交付要綱には次のような規定がある。

第2条 補助の対象となる団体及び事業は、別表の通りとする。

別表(第2条関係) 番号5 団体名 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部

事業 各種研修会、大会及び集会参加

番号18 団体名 土地改良団体連絡協議会

事業 研修、事業促進活動

(2) 相手方 嵐土連の既得権と化した公益性のない補助金(規則要綱違反)

相手方嵐土連代表安藤欣男は平成21年5月29日に、平成21年度分補助金745,000円を交付申請し、同日被告は補助金交付745,000円の指令を出し、平成21年6月15日に交付した。同じく相手方嵐土連代表安藤欣男は、平成22年6月3日に補助金745,000円を交付申請し、被告は同年6月10日に補助金交付を指令し、6月25日に交付した。

相手方嵐土連は、昭和59年に設立され(甲17、甲18)嵐山町土地改良団体の代表で組織され、土地改良団体相互の連繫を深め事業の円滑な推進を図ることを目的としている。その他、会員の共済事業として慶弔費を支給する(甲11)。本団体は、参加団体から賦課金として、均等割り10,000円+面積割3,400円/1ha+事業費割りを徴収し、賦課金と嵐山町補助金を収入としている(甲10)。20年度で10団体が加盟している(甲25)。

土地改良団体連絡協議会の補助金の対象事業は、前記要綱の通り、研修、事業促進活動を補助事業の対象とし、その流用は厳しく禁止されている(規則第10条)。

相手方嵐土連は平成21年度、以下の支出を行った。(甲8)

- ア、 視察 4月15、16日に福島県郡山市「八丁目地区営農改善組合」を視察した。研修費として489,449円が支出された。
- イ、 総会・役員会 同団体の総会を4月15日視察後開催した。支出額は200,000円であった。役員会を8月25日、2月17日に行い、支出額は63,920円であった。総会は、視察後の宿泊先で行われた。役員会は両日とも嵐山町公共施設で行われているので、総会、役員会

とも支出は懇親会費用と思われる。

- ウ、 役員研修会 8月24日水土里ネット理事長研修、9月24日、12月2日の農林漁業関係団体等人権問題研修会への参加、東松山土地改良推進協議会総会、幹事会、理事長研修、埼玉県土地改良事業団体連合会総会に参加している。
- エ、 相手方嵐土連は、事務所を嵐山町役場庁舎内に置き、事務員の人件費1,248,000円、共済費18,045円、需用費として95,680円を支出している。
- オ、 嵐土連の規約第4条より慶弔費を支給するが、21年度は63,625円であった。

相手方嵐土連の平成16年から21年の決算の推移は表1の通りである。

表1、嵐山町土地改良団体連絡協議会の決算推移(甲21~25、甲8)

	科目	h16	h17	h18	h19	h20	h21
収入	会費	1,453,300	1,407,800	1,625,100	1,640,000	1,662,000	1,360,300
	補助金(A)	784,000	784,000	745,000	745,000	745,000	745,000
	雑収入	4	8	829	7,732	10,631	8,434
	繰越金	405,125	494,600	460,008	2,392,732	1,810,926	1,922,151
	合計	2,642,429	2,686,408	2,830,937	4,785,464	4,228,557	4,035,885
支出	総会費	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	役員会費	67,000	24,000	41,580	22,768	67,180	63,920
	需用費	8,694	16,622	189	17,249	82,791	95,680
	役務費	4,960	0	15,000	7,000	9,470	12,230
	会長交際費	20,000	10,000	20,000	25,000	100,000	63,625
	使用料及び賃借料	15,120	52,500	0	0	0	0
	事業推進費(B)	64,050	51,990	56,300	50,000	42,710	51,320
	研修費(C)	221,748	188,623	152,905	408,718	446,700	489,449
	賃金	1,611,250	1,699,500	796,750	1,368,250	1,332,800	1,248,800
	保険料	25,971	33,165	27,989	3,545	24,755	18,045
	予備費	0	0	0	0	0	0
	合計	2,188,793	2,226,400	1,310,713	2,102,530	2,306,406	2,243,069
差引残高(収入 - 支出)		453,636	460,008	1,520,224	2,682,934	1,922,151	1,792,816

表2、嵐山町土地改良団体連絡協議会の補助事業予算額と補助事業決算額推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
嵐山町補助金(A)	784,000	784,000	745,000	745,000	745,000	745,000
事業推進費予算額	100,000	100,000	100,000	500,000	500,000	500,000
研修費予算額	250,000	250,000	300,000	700,000	700,000	700,000

補助対象事業予算額	350,000	350,000	400,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
補助対象決算額(B) + (C)	285,798	240,613	209,205	458,718	489,410	540,769
補助対象事業予算額と補助対象事業決算額の差	64,202	109,387	190,795	741,282	710,590	659,231
補助額(A)と補助対象事業決算額の差額	498,202	543,387	535,795	286,282	255,590	204,231

交付要綱より嵐土連の補助金交付の対象事業は研修費 489,449 円と事業推進費 51,320 円となり、不用額 204,231 円は他に流用されている。

表 2 は、表 1 の嵐土連の財政科目のうち補助対象科目の予算額と補助対象科目の決算額の差額を表したものである。

規則第 15 条(6)は、補助金の支出額が予算額に比べ著しく少なかったときは補助金の一部、又は全部の返還を命令することができるという定めである。

事業推進費[表 1 (B)]を交付要綱別表の補助対象事業の事業促進活動に該当するもの捉えると、補助対象事業決算額は、毎年補助金交付額の 3 分の 2 程度で、被告は不用額として返還を求めるべき金額になる。補助金交付対象事業は毎年予算額に対し決算額が著しく少ない。平成 21 年度は、補助対象事業の予算額は、1,200,000 円であるが、決算額は、540,769 円である。予算額に対して 45%の執行率でその差額は 659,231 円である。

法 2 条 14 項「その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」は、地方公共団体運営の義務であり、客観的に公益に添った補助金交付か否かを判断するために、法 221 条の 2 の調査を行う条項がある。しかし、被告は法 232 条の 2 の公益性の裁量権の範囲内の補助金交付か否かにつき、提出された補助金実績報告書に対して法 221 条の 2 の調査を行わず、前年度補助金対象事業の決算額を上回って毎年度同額の補助金を交付しており、逼迫した嵐山町財政を省みることをしておらず、法 232 条、2 条 14 項、地方財政法 2 条 1 項に反した補助金支出である。このような長年の補助金交付実態と繰越金の実態、調査の不履行を考えると、補助金交付全体が違法になるといわざるを得ない。

相手方嵐土連の代表は、嵐山町議会議員であり、同時に嵐山町議会選出監査委員である。とりわけ、相手方嵐土連代表 安藤欣男は補助金交付申請に当たって、嵐山町財政状況、他団体とのバランス、団体の経営状況等に配慮し、申請すべきところ、予算額全額を交付申請し、次年度に多額の金額を繰り越している。又、相手方嵐土連の役員である監事の一人は、嵐山町代表監査委員であり、逼迫した嵐山町財政について認識

している。

相手方嵐土連の役員には、嵐山町監査委員 2 名が役員として就任している。相手方嵐土連の代表は、予算・決算の議決権を持つ議員であり、なおかつ被告の決算審査をする全監査委員が役員である。交付された補助金の不用額を毎年度返金せず、繰越金として次年度に持ち越すことへの責任は大きい。

(2) 相手方 解放同盟嵐山支部への補助金の公益性の欠如(規則要綱違反)

相手方解放同盟嵐山支部の補助金交付申請書によると同団体の事業は、同和問題の早期完全解決のための活動である。交付要綱別表では、相手方解放同盟嵐山支部の嵐山町補助金交付対象事業は、各種研修会、大会及び集会参加である(甲 19)。

相手方解放同盟嵐山支部の代表松本美子は被告に対して平成 21 年度補助金 690,000 円を平成 21 年 5 月 26 日に交付申請をし、被告は、同年 5 月 27 日に補助金交付を指令し同年 6 月 5 日に交付した。同様に相手方解放同盟嵐山支部の代表松本美子は平成 22 年度分補助金 690,000 円を平成 22 年 6 月 21 日交付申請し、被告は、同年 7 月 8 日に 690,000 円の補助金交付を指令し、同年 7 月 26 日に補助金 690,000 円を交付した。町補助金はここ数年同額であり、近年の補助金額は後記表 3 の通りである。

解放同盟嵐山支部への補助金交付は、平成 49 年度から開始され、現在に至っている(甲 30)。

解放同盟嵐山支部は、平成 21 年度は 7 世帯の会員からなり、7 世帯からの 5000 円の会費 35,000 円と嵐山町から交付された補助金 690,000 円の収入で事業を行っている(甲 28)。嵐山町は解放同盟嵐山支部に対する補助金の交付に関し、前記交付要綱別表で、各種研修会、大会及び集会参加の事業を対象に補助金を交付することを定めている。

平成 21 年度の実績報告書によると部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部は下記の事業に参加した(甲 28)。

(ア) 部落解放同盟埼玉県連合会の主催事業の参加

- ・ 4 月 11 日の行田市教育センターで開催された埼玉県連合会第 5 回定期大会、
- ・ 4 月 25 日、6 月 20 日、9 月 6 日、9 月 26 日、2 月 6 日、3 月 27 日に熊谷人権同和センターで開催された埼玉県委員会、
- ・ 5 月 13 日、11 月 4 日、2 月 11 日に野田集会所で開催された比企郡市協議会
- ・ 6 月 25 日、26 日に、群馬県草津市ホテル櫻井で開催された埼玉県連合会第 7 回夏季講座

- ・7月13日、14日に群馬県伊香保温泉ホテル轟で開催された比企郡市協議会総会および比企地区実行委員会総会の参加、
- ・10月14日に東松山市民文化センターで開催された埼玉県研究集会
- ・平成22年1月21日、22日に群馬県伊香保温泉ホテル轟で開催された比企郡市協議会新年旗開きおよび研修
- ・平成22年2月7日行田市教育文化センターで開催された埼玉県女性部文化祭

(イ) 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の支部内会議

- ・平成21年5月6日、5月24日、7月26日、10月17日、12月29日、平成22年2月21日に嵐山町立吉田集会所で開催された支部内会議

(ウ) 部落解放同盟埼玉県連合会及び同比企郡市協議会の行政に対する交渉への参加

- ・5月27日、東松山市民活動センターで開催された2009年度年間事業説明会
- ・7月23日に嵐山町NWECで開催された比企郡市人権教育研究集会への参加
- ・8月12日に滑川町コミュニティセンターで開催された比企郡市町村交渉
- ・10月29日にさいたま市で開催された人権政策埼玉県知事要請行動
- ・2月3日に滑川町コミュニティセンターで開催された比企郡市人権教育委員会交渉

(エ) 部落解放同盟埼玉県連合会が行政に働きかけ開催された事業への参加

- ・6月9日に東松山市野田集会所で開催された比企郡市サマーキャンプ実行委員会への参加
- ・8月5日、6日にときがわ町で開催された比企郡市サマーキャンプ
- ・11月21日に鳩山町で開催された比企郡市人権フェスティバルへの参加「吉田集会所事業のふれあい講座健康ダンス教室の発表」
- ・11月28日に開催された人権・同和問題を考える県民のつどい「吉田集会所事業のふれあい講座健康ダンス教室の発表」

(オ) 部落解放同盟の主催の集会所交流事業

- ・8月26日に熊谷市人権同和センターで開催された埼玉県集会所交流会

- ・3月24日に吉見町フレサで開催された埼玉県教育集会所実践交流会

(カ) 嵐山町が開催した事業への参加

- ・平成21年7月より平成22年2月まで開催された嵐山町立吉田集会所各講座への参加

- ・1月23日、1月31日に嵐山町町民ホールで開催された21年度人権同和研修会

(キ) 住民団体の集会への参加

- ・5月22日に日比谷で開催された狭山中央集会
- ・7月8日、に東松山市民活動センターで開催された比企地区学習会
- ・9月8日、に東松山市民活動センターで開催された比企地区住民の会
- ・9月15日に日比谷で開催された狭山中央緊急集会
- ・10月19日、11月26日、1月29日に東松山市民活動センターで開催された比企郡市住民の会

交付要綱の定めより相手方解放同盟嵐山支部への補助金交付の対象事業は、各種研修会、集会、大会参加である。表3は、相手方解放同盟嵐山支部の2004年から2009年までの決算書の推移である。表3の部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の会計科目のうち、旅費、活動費、会議参加費が直接的に補助対象科目に該当する。(甲34～38、甲28)

表3、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の2004年～2009年の決算推移

		2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
収入	会費	45,000	45,000	45,000	40,000	40,000	35,000
	町補助金(A)	810,000	780,000	690,000	690,000	690,000	690,000
	繰越金	115	874	15,576	1,608	24,556	6,326
	諸収入	6,001	2	37	392	303	38
	合計	861,116	825,876	750,613	732,000	754,859	731,364
支出	会議費	41,942	30,600	16,655	15,566	14,222	6,894
	旅費(B)	92,000	105,000	95,000	88,000	85,000	66,000
	需用費	41,800	43,400	27,800	28,700	31,816	106,858
	役務費	0	0	0	0	0	0
	負担金	191,500	211,000	225,000	216,500	219,600	251,300
	活動費(C)	301,800	267,500	214,750	199,815	218,995	187,000
	会議参加費(D)	191,200	152,800	169,800	158,900	168,900	105,000
	予備費	0	0	0	0	10,000	0
	合計	860,242	810,300	749,005	707,481	748,533	723,052
差引残高		874	15,576	1,608	24,519	6,326	8,312

表4、

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
--	-------	-------	-------	-------	-------	-------

町補助金(A)	810,000	780,000	690,000	690,000	690,000	690,000
旅費予算額(E)	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	85,000
活動費予算額(F)	180,000	245,000	235,000	220,000	220,000	220,000
会議参加予算額(G)	292,000	180,000	150,000	154,000	169,000	162,000
補助対象事業総予算額	572,000	515,000	475,000	481,000	494,000	481,000
補助対象事業決算額 表3の(B)+(C)+(D)	585,000	525,300	479,550	446,715	472,895	358,000
補助対象事業予算額と補 助対象事業決算額の差	13,000	-10,300	193,795	227,719	21,105	123,000
補助額(A)と補助対象事業 決算額の差額	225,000	254,700	-1,205	243,285	217,105	332,000

表4は、補助対象科目予算額と補助対象科目決算額の差額を表したものである。表4より、平成21年度の補助金交付額の不用額は、332,000円である。

相手方解放同盟嵐山支部の事業報告と事業計画

相手方解放同盟嵐山支部の予算書は解放同盟嵐山支部のものだが、事業計画書は平成21年度分までは部落解放同盟埼玉県連合会のものであった(甲39～甲42)。同様に決算書は解放同盟嵐山支部のものだが、事業報告書は部落解放同盟埼玉県連合会のものであった(甲31～甲33)。

本年年5月6日の監査請求後の6月17日の意見陳述で平成21年度事業計画・平成20年度事業報告とも上部団体である部落解放同盟埼玉県連合会のものであることを指摘した。その後、2010年6月21日に提出された解放同盟嵐山支部補助金交付申請に添付された実績報告書で初めて本団体の事業が原告らに判明した。

相手方解放同盟嵐山支部の決算書では平成21年度分事業に係る支出科目は判断できない。その推定表は別表1の通りである。

相手方解放同盟嵐山支部の平成21年度決算収支と交付要綱対象事業として該当させることの適否

相手方解放同盟嵐山支部の収入の95%は、嵐山町から交付された補助金であるため、その支出科目が交付要綱の対象事業であるか否かについて判断する。

(ア) 決算書の支出科目のうち会議費6894円は、交付要綱の対象事業に該当しない。

(イ) 決算書の支出科目のうち需要費106,858円の内訳は、新聞・図書等購入費であるため、交付要綱の対象事業に該当しない。

(ウ) 決算書の支出科目のうち負担金255,800円は、比企都市協議会、

部落解放同盟埼玉県連合会への負担金である。2009年度部落解放同盟埼玉県連合会の活動方針には、政権交代を実現することが掲げられている。部落解放同盟埼玉県連合会への負担金支出を嵐山町公金で行うことは、政党への献金等が予測されるため、明らかに違法支出になる。補助対象事業の旅費、活動費、会議参加費に該当しない。

- (エ) 決算書の支出科目のうち旅費 66,000 円は、補助金交付要綱の旅費、活動費、会議参加費に該当するが、算出の根拠がなく、直ちに該当するとは認められない。
- (オ) 決算書の支出科目のうち活動費 187,000 円は活動費に該当するが、活動日と人数と負担金が明らかでなく適法ではない。
- (カ) 決算書の支出科目のうち会議参加費 105,000 円は交付要綱の補助金交付事業に該当するが、会議参加日と会議参加の人数・負担金が示されておらず適法ではない。

上記(エ)(オ)(カ)の通り、補助金対象事業についても収支内容が不明であり、交付した補助金全額が規則に反している。

嵐山町予算書の他の支出項目に含まれる本団体事業との関係性

本団体の2009年度事業を見ると、比企郡市サマーキャンプ、比企郡市人権フェスティバル、埼玉県民の集い、21年人権同和研修会参加が掲げてある。いずれも被告が2009年度予算に計上し、負担金を支出し、職員を派遣している事業である。

又、吉田集会所各講座は、嵐山町人権教育推進事業として行ったもので、実際に、その事業の二つについては、相手方開放同盟の代表で嵐山町議員である松本美子氏に講座講師を依頼し、被告は謝金として違法に230,000円を支出した。

嵐山町は、平成21年度予算として表5の通り、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部への補助金のほか、同団体の代表である松本美子氏が委員に就任している吉田集会所運営委員会が企画する吉田集会所事業等を、他の嵐山町予算項目でも経費として組み入れ、人権・同和には予算を配分した。相手方解放同盟嵐山支部の収入の95%は嵐山町補助金である。

表5、嵐山町の平成21年度・22年度人権にかかる予算(甲43、甲44)

事業名	説明	21年度予算額	22年度予算額
総務費	人権施策推進審議会	90000円	90,000円
人権対策費	人権対策推進事業	1,340,000円	1,309,000円
	(解放同盟嵐山支部補助金)	(690,000円)	(690,000円)
	(比企郡市同和対策協議会)	(87000円)	(87000円)

	負担金) (各種研修会負担金) (その他)	(260,000円) (303,000円)	(260,000円) (272,000円)
	人権対策啓発事業	741,000円	741,000円
教育費 人権教育費	人権教育推進協議会運営事業	197,000円	196,000円
	人権教育推進事業	1,921,000円	1,826,000円
	吉田集会所運営委員会運営事業	132,000円	132,000円
	吉田集会所管理事業	965,000円	1,115,000円
合計		5,254,000円	5,277,000円

公費補助による3回の宿泊研修の適否

相手方解放同盟嵐山支部 2009 年度事業報告によると、6月25日、26日、部落解放同盟埼玉県連合会主催の夏期講座が群馬県草津市ホテル桜井で開催され、参加している。原告の一人渋谷登美子が情報公開請求で入手した資料によると、部落解放同盟埼玉県連合会から、嵐山町に参加要請があり、嵐山町職員内田勝・関口彰作が参加している。一人分の参加費は16,000円である(甲45の1~3)。

同年7月13日14日は群馬県伊香保温泉、ホテル轟において、比企郡市協議会の総会ならびに研修会が開催され、参加している。この研修についても部落解放同盟埼玉県連合会より職員の参加要請があり、嵐山町職員大塚晃が参加している。参加費は一人15,000円である(甲46の1,2)。

平成22年1月21日、22日に群馬県伊香保温泉ホテル轟で開催された部落解放同盟埼玉県連合会比企郡協議会新年旗開及び研修会に参加している。この研修についても部落解放同盟埼玉県連合会より職員の参加要請があり、嵐山町職員安藤実、大塚晃が参加している。参加費は一人15,000円である(甲47の1~3)。

研修事業は交付要綱の定めより補助金交付対象事業であるが、相手方解放同盟嵐山支部の参加者数、参加費は不明であり、それに係る旅費は不明である。

交付要綱より部落解放同盟埼玉県連合会主催の総会・旗開き・研修会に参加することへの補助金交付が公益性に寄与するとしても、その経費実態が不明である以上、相手方解放同盟嵐山支部への補助金の適否は判断できない。3回の宿泊研修・総会・旗開きには嵐山町職員も参加要請を受け、参加している。相手方解放同盟嵐山支部が、温泉地で開催される上部団体の部落解放同盟埼玉県連合会、比企郡市協議会が主催する総

会・旗開きに対してまで補助金を交付する公益性はない。

- (3) 公平性に欠ける相手方嵐土連、相手方解放同盟嵐山支部への補助金交付
 (別表2)より、他の補助金交付団体補助金と本件2件の団体補助金を比較すると、嵐山町土地改良団体連絡協議会、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部は交付補助額から補助金交付事業決算額を差し引いた金額が突出して不用額が多い。しかも、被告は補助金交付の適正か否かについての調査をせず不用額の返還を求めず、相手方嵐土連、相手方解放同盟嵐山支部は他に流用している。他団体に関しては、補助金は交付対象事業に即した支出で、ほとんどは補助金額よりも補助対象事業の支出額が多い。他の団体で宿泊を伴う研修・懇親を行う事業もあるが、別会費を徴収している。
 被告の相手方嵐土連、相手方解放同盟嵐山支部への補助金交付は、他団体と比較すると著しく公平性を欠いている。

(4) 嵐山町財政状況について

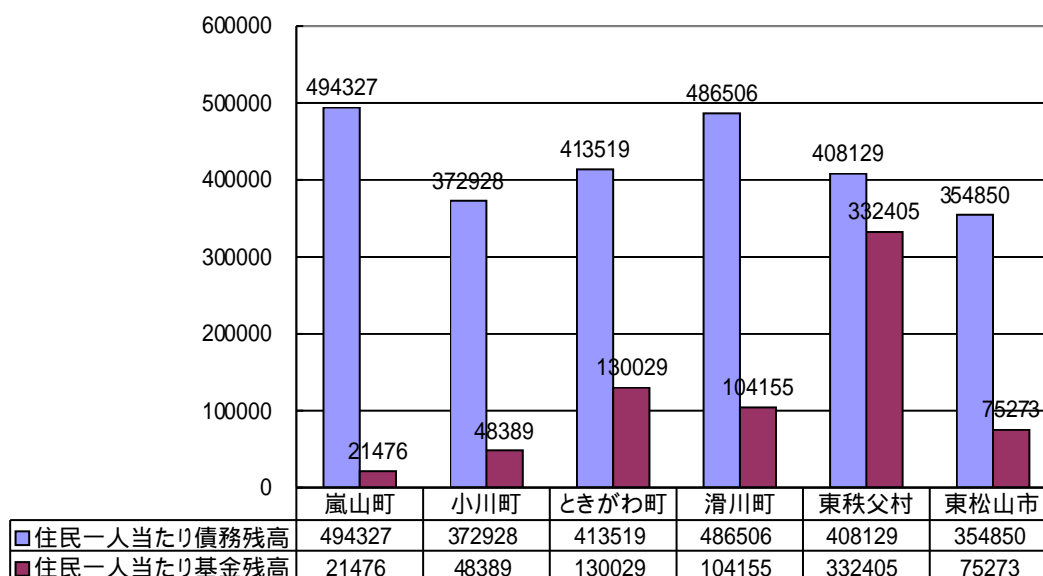
嵐山町の財政状況は、埼玉県内市町村のうちでも厳しい状況にある。

下記の表・グラフは、平成20年度埼玉県庁統計情報より近隣市町村の財政状況を比較するために作成したものである。

表6、平成20年度地方債残高と基金残高

	嵐山町	小川町	ときがわ町	滑川町	東秩父村	東松山市
市町村人口 (人)	18951	34264	12974	16341	3592	87933
病院債務残高 (千円)	0	0	0	0	0	1,072,000
水道債務残高 (千円)	440,000	938,000	899,000	0	263,000	1,455,000
合併浄化槽 債務残高(円)	0	0	305,000	0	135,000	0
農村集落排水 債務残高(千円)	0	595,000	0	484,000	0	0
公共下水道債 債務残高(千円)	3,434,000	2,792,000	0	2,447,000	0	6,350,500
一般会計債務 残高(円)	5,494,000	8,453,000	4,161,000	5,019,000	1,068,000	22,371,000
総債務残高	9,368,000	12,778,000	5,365,000	7,957,000	1,466,000	31,223,000
基金	407,000	1,658,000	1,687,000	1,702,000	1,194,000	6,619,000

グラフ1、比企郡市町村住民一人当たり債務残高と基金(平成20年度)



グラフ1は、債務残高と基金の一人当たりを比較したものであるが、このグラフより、嵐山町の財政状況は決してよいものではないことがわかる。又、表7は、平成20年度決算に基づく健全化判断比率一覧(確定)からの近隣6市町村の数字を記したものである。

表7、H20年度決算に基づく健全化判断比率一覧のうち近隣6市町村

団体名	実質公債比比率			将来負担比率		
	H20 決算	H19 決算	増減	H20 決算	H19 決算	増減
嵐山町	15.0%	13.9%	1.1%	110.5%	107.9%	2.6%
小川町	6.7%	6.5%	0.2%	81.1%	82.6%	1.5%
ときがわ町	3.3%	3.0%	0.3%	38.5%	25.6%	12.9%
滑川町	10.5%	10.6%	0.1	62.6%	66.9%	4.1%
東秩父村	8.4%	9.4%	1.0%	13.5%	1.5%	14.5%
東松山市	6.8%	7.0%	0.2%	21.9%	24.2%	2.3%
市町村平均	9.7%	10.0%	0.3%	78.6%	87.3%	10.9%

平成20年度の実質公債比比率の市町村平均は9.7%であるところ、嵐山町は15.0%であり、H20年度市町村将来財政健全化率の平均値は78.6%であるところ、嵐山町は110.5%である。財政再建団体に指定されるほどの状況ではないが、平成19年度よりも、財政健全化率は2.6%。実質公債比比率は1.1%悪化している。

平成21年度決算数値はまだ明らかにされていないが、税収の落ち込み

により更に悪化していることが予測される。

平成 17 年度より、嵐山町は行財政改革を行い、町民に対しては公共施設使用料の値上げを実行し、嵐山町職員定数を削減し、臨時職員で対応するなどの方法を講じている。

相手方嵐土連の代表安藤欣男ならびに相手方解放同盟嵐山支部の代表松本美子は、ともに嵐山町議会議員であり、上記嵐山町財政状況について認識している。嵐山町議会は嵐山町財政状況悪化に、議会の行える施策を講じている。議会補助金である嵐山町議会政務調査費の交付に関する条例は平成 13 年 4 月 1 日から交付されたが、平成 13 年から平成 16 年までは政務調査費額は月 10,000 円であった。平成 17 年 4 月 1 日から月 5000 円に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から月 2500 円に削減をして対応している。

嵐山町は、補助金実績報告書に領収書の添付を義務付けていないが、嵐山町議会は、議会補助金である政務調査費は領収書の写しの添付を義務付けており、不用額については返金することを義務付けている(甲 50～58)。

嵐山町議会常任委員会視察では、視察研修の上限は、宿泊費 1 夜 13,100 円、食卓料一夜 2600 円が定めてあり、各常任委員会とも毎年度 1 回の視察研修の旅費のみが、予算化されている。その他昼食費・懇親会経費・茶代は自己負担を定めているが、平成 17 年より宿泊の伴う視察は 1 度行われたのみである。しかし、安藤欣男、松本美子両名が代表に就任している団体の補助金については、前例踏襲の無責任に予算額の全額申請を繰り返し、既得権として補助対象事業以外に流用している。

すなわち本件不当利得について悪意である。

相手方嵐土連の代表安藤欣男、相手方解放同盟嵐山支部の代表松本美子は、嵐山町予算・決算の議決権がある。自らが 2 団体の補助額を含めた嵐山町予算を議決しているからといって、予算額全額を申請し、収支が明確ではない事業報告を提出し、交付目的事業以外のものへの流用を行い、更に決算を議決している。被告は相手方の代表の議決権に対し優遇を示し、補助金交付の適否について調査をせず恣意的な補助金交付を続けている。

議員には一般質問という町政全体、政策について質問し、政策提案する権利がある。平成 17 年 12 月 8 日の一般質問において、相手方解放同盟嵐山支部の代表松本美子は、議員として団体補助金の削減率についての質問をし、それに対し、当時の小沢博企画課長は、特別の団体を除いて 30% の削減をしたいという答弁があった(甲 59)。しかし、相手方解放同盟嵐山支部の補助金削減率は 11% で、相手方嵐土連の補助金の削減率は、5% であった。嵐山町財政状況より、具体的な調査を行って補助金交付を行うべきであるが、被告はそれを怠り、前年度踏襲の補助金交付を続けている。

嵐山町団体補助金検討委員会の提言に反した補助金交付

被告は平成 20 年度に被告の私的諮問機関として補助金等検討委員会を

設置し、団体補助金のあり方を検討した。平成 21 年 1 月、その報告書では団体補助のあり方として、補助対象事業を明確にし、補助対象となる経費を明確にすること、補助金額は予算額の 2 分の 1 で上限額を 20 万円とすること、個々の団体への補助金交付は原則 3 年を周期とすること、補助事業の効果を情報公開すること、人件費、会議費、視察費、慶弔費、食糧費、基金積立金は、補助金の対象としないこと等の見直しを平成 21 年度から実施することが提言されている（甲 60）。提言にもかかわらず、補助対象とすべきではない項目がほとんどである本件 2 団体事業に対し、被告は、従来とかわらず平成 21 年度、22 年度も同額の補助金交付し続けている。

（ 5 ）被告が法 2 2 1 条の 2 の調査、規則 15 条を怠る背景事情

被告は、予算・決算提案者であり、相手方の代表は嵐山町議会議員であり、議決権者である。嵐山町議会では、町長提出議案は、過去に否決された議案はなく、町長派議員の意向を優遇することは、重要事項である。本件 2 団体に対し 2 団体する補助金交付の背景事情である。本来ならば、被告の私的諮問機関によって審議された嵐山町団体補助金検討委員会報告書に添って実施すべき団体補助金交付の見直しがなされていない。

5、不当利得返還請求の発生

以上の通り、2 団体に対する平成 21 年度 22 年度の補助金交付は、長年にわたる補助金額の目的外使用や不適切な使用等、規則・要綱違反であり、これらの補助金交付に関する公益性判断の裁量を超えており、法 2 条、地方財政法の趣旨からも、全体として違法なものとして、被告は 2 団体に対する不当利得返還請求権を有する。

6、監査請求（甲 1）

原告らは、平成 22 年 5 月 6 日、嵐山町監査委員に対して、上記違法について監査請求を行った。嵐山町土地改良団体連絡協議会への補助金交付についての監査請求については審査が行われず、平成 22 年 7 月 5 日づけで棄却した。

原告らに届いたのは同年 7 月 7 日である。

7、よって、原告らは地方自治法 242 条の 2 項第 1 項 4 号に基づき、被告に対し、次の権限の行使を求める

嵐山町土地改良団体連絡協議会に対して支出した平成 21 年度分補助金 745,000 円、22 年度分補助金 745,000 円ならびに下記表の支出日から支出済みまで年 5 分の割合による不当利得の返還を求めよ。

部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対して交付した平成 21 年度分補助金 690,000 円、平成 22 年度分補助金 690,000 円及びそれに対応する下記表の支出日から支出済みまでの年 5 分の割合による不当利得の返還を求めよ。

被告が違法支出した団体補助金の金額と支出日

補助金を交付した団体名	金額	支出日
嵐山町土地改良団体連絡協議会	745,000 円	平成 21 年 6 月 15 日
同上	745,000 円	平成 22 年 6 月 25 日
部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部	690,000 円	平成 21 年 6 月 5 日
同上	690,000 円	平成 22 年 7 月 26 日

以 上

証 拠 方 法

別紙証拠説明書記載の通り

添 付 書 類

訴訟委任状 3 通

甲号証写し 各 1 通